

平成二十三年大震災対策調査特別委員会設置要綱

一 設置

平成二十三年三月十一日に発生した「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」は、我が国でかつて経験したことのないマグニチュード九・〇の強烈な地震と直後の大津波により、本県において多くの死者・行方不明者、負傷者を初め、家屋の流失、倒壊・焼失など未曾有の大被害が生じており、県民生活に与える影響は極めて甚大である。

よって、速やかに県民生活の安定確保を図るための被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧を迅速かつ総合的に推進するため、宮城県議会に「平成二十三年大震災対策調査特別委員会」を置く。

二 構成

本委員会の委員は、県議会議員全員をもって充てる。

三 付議事件

被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧の総合的な対策に関する諸施策について

四 期間

設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。